

大学入学資格検定の根拠法令

学校教育法（抄）
昭和二十二年三月三十一日
法律第二十六号

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業し、若しくは修了した者（通常課程の修了した者を含む。）又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学に入学し、高等学校を卒業した者、次に掲げる者、及びこれに準ずる者で、文部省令で定める者とする。

一 各号の上の各号の修了した者又はこれに準ずる者で、文部省令で定める者とする。

二 文部省令で定める者とする。

三 文部省令で定める者とする。

四 文部省令で定める者とする。

五 文部省令で定める者とする。

六 文部省令で定める者とする。

大学入学資格検定規程（抄）
昭和二十六年六月二十二日
文部省令第十三号

第二条 資格検定を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 各号の修了した者又はこれに準ずる者で、文部省令で定める者とする。

二 文部省令で定める者とする。

三 文部省令で定める者とする。

四 文部省令で定める者とする。

五 文部省令で定める者とする。

六 文部省令で定める者とする。

学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

第六十三条 学校教育法第四十七条の規定により、高等学校に入学し、中等学校を卒業した者、次に掲げる者、及びこれに準ずる者で、文部省令で定める者とする。

一 各号の上の各号の修了した者又はこれに準ずる者で、文部省令で定める者とする。

二 文部省令で定める者とする。

三 文部省令で定める者とする。

四 文部省令で定める者とする。

五 文部省令で定める者とする。